

豊橋市行財政改革プラン外部検証委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の行財政改革プランの進捗管理にあたり、外部の視点からの評価を実施することを目的として設置する豊橋市行財政改革プラン外部検証委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 豊橋市行財政改革プラン2016の行動計画に掲げる施策の評価・検証に関すること。
- (2) その他行財政改革の実施状況及び推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、市政に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部行政課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月2日から施行する。